平成２７年（フ）第１３４号
香川県丸亀市土器町東６丁目259番地コーポカトレア102号
債務者　中野　明子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１３６号
香川県坂出市久米町２丁目９番１号
債務者　水本　和江
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１３８号
香川県善通寺市上吉田町６丁目11番24号
債務者　奈良　綱三
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２８５号
岐阜県下呂市金山町金山440番地１
債務者　中島　隆久
1　決定年月日時　平成28年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３７２号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町２丁目116番地１、前住所岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町５丁目100番地５
債務者　坂元　慶子
1　決定年月日時　平成28年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２６２号
長崎県長崎市西海町1973番地６
債務者　山脇由美子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８２号
長崎県長崎市文教町10番９号　山本ビル３Ａ、旧住所長崎県長崎市西山２丁目26番８号
債務者　村田　良子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
青森県八戸市南類家１丁目22番７号　ベストライフＡ棟102号
債務者　蛯名　直美
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第７４７号
仙台市若林区大和町２丁目１番25号　ライムハウス103
債務者　末次　辰好
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７７８号
仙台市泉区向陽台３丁目６番13号
債務者　齋藤　恵美
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６７号
福島県いわき市自由ケ丘11番地の６　ベルハウスエイト５
債務者　志田　孝子
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第９０号
長野県飯田市上郷飯沼3373番地３（ハイツとまと103号）
債務者　杉原みゆき
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第３６１号
岐阜市月丘町２丁目９番地　（月岡ハイツ１Ａ号室）
債務者　石原　傳明
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第６６号
岐阜県美濃加茂市加茂野町加茂野62番地５
債務者　日比野和子
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第１８３号
三重県鈴鹿市池田町947番地
債務者　佐伯　匡代（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９０号
三重県津市河芸町東千里57番地１　河芸マンション203
債務者　伊井　琢磨
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４６８号
兵庫県加古川市尾上町今福17番地の10
債務者　吉田惠津子
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部